



# 島根県報

平成22年3月26日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部<br>を改正する規則 | （税 務 課）     | 2  |
| 島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則                        | （自 然 環 境 課） | 11 |

**公布された条例等のあらまし**

## ◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

## 1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用条項及び様式の整備（第3条・様式第1号その1・様式第1号その2・様式第2号その1・様式第2号その2・様式第3号・様式第4号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則（規則第17号）

## 1 規則の概要

自然保護部会の所掌事務に島根県希少野生動物の保護に関する事務を追加することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

**規 則**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第16号**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第1号左欄及び第2号左欄中「、第2条第1号」を削り、同表第3号左欄中「、第2条第2号」を削り、同表第4号左欄中「、第2条第3号」を削る。

様式第1号その1を次のように改める。

様式第 1 号その 1 (第 3 条関係)

	適用区分	次分	年目		
法人の事業税課税免除申請書					
年 月 日					
県民センター所長 様  <div style="text-align: right;">                     所 在 地                      法 人 名                      代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> </div> <p>特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定に基づき、次のとおり法人の事業税の課税免除を申請します。</p>					
適用地区等	離島振興対策実施地域 過疎地域				
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定 修正	事業の種類		
課税免除を受けようとする税額	区 分	課税標準	税 率	税 額	
	所得金額	年 万円以下の金額 (ア)	千円	$\frac{(\quad)}{100}$	円
		年 万円を超え年 万円以下の金額又は年 万円を超える金額 (イ)		$\frac{(\quad)}{100}$	
		年 万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 (ウ)		$\frac{(\quad)}{100}$	
		合 計 (ア) + (イ) + (ウ) (エ)		/	
	修正申告	既に確定した課税免除額 (オ)		/	
		今回申請する課税免除額 (カ) (エ) - (オ)		/	
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備					
区 分	所 在 地	事務所又は事業所の名称			
新設・増設					
事業の用に供した日			年 月 日		

備考

- 1 この申請書は、確定申告書又は修正申告書と共に提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 法人税の申告書に添付した「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(法人税法施行規則別表16)の写し
  - (2) 県内に有する事務所又は事業所に係る役員及び従業者の名簿
  - (3) 各月末の従業者数に関する調べ

様式第1号その2の備考を次のように改める。

備考

- 1 この申請書は、確定申告書又は修正申告書と共に提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 法人税の申告書に添付した「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(法人税法施行規則別表16)の写し
  - (2) 県内に有する事務所又は事業所に係る役員及び従業者の名簿
  - (3) 各月末の従業者数に関する調べ

様式第2号その1を次のように改める。

様式第 2 号その 1 (第 3 条関係)

	適用区分	次分	年日		
個人の事業税課税免除申請書					
			年 月 日		
県民センター所長 様  <div style="text-align: right;">住 所 氏 名 <span style="float: right;">Ⓔ</span></div> 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定に基づき、次のとおり個人の事業税の課税免除を申請します。					
適用地区等	離島振興対策実施地域 過疎地域				
年度	年度	所得金額の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		事業の種類			
課税する免税除額を受けようと	区 分	課 税 標 準	税 率		
	所 得 金 額 (ア)	千円	$\frac{\quad}{100}$		
	既に確定した課税免除額 (イ)		/		
	今回申請する課税免除額 (ウ) - (イ)	(ウ) - (イ)	(ウ) - (イ)		
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備					
区 分	所 在 地	事務所又は事業所の名称			
新設・増設					
事業の用に供した日		年 月 日			
離島振興対策実施地域（畜産業、水産業又は薪炭製造業）又は過疎地域（畜産業又は水産業）に関する明細					
当該事業の従業者等		当該事業の年間延べ労働日数		$\frac{A}{A+B}$	$\frac{C}{C+D}$
家族従事者 A	雇 用 者 B	家族労働日数 C	雇用者労働日数 D		
人	人	延べ 日	延べ 日	0.	0.

備考

- 1 この申請書は、課税免除の適用を受けようとする事業税の納期の末日のうち最初に到来する納期の末日（一の納期を定めるものについては、当該納期の末日）までに提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 条例第 1 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 7 条第 1 項第 1 号の規定による場合
    - ア 減価償却資産の償却額の明細書
    - イ 県内に有する事務所又は事業所に係る役員及び従業者の名簿
    - ウ 各月末の従業者数に関する調べ
    - エ 所得税の申告書の写し又は住民税の申告書の写し
  - (2) 条例第 1 条の 2 第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定による場合
    - 家族従事者及び雇用者の人別及び月別の労働日数明細書
 なお、この場合には付表 2 の添付は必要ありません。

様式第2号その2の備考を次のように改める。

備考

- 1 この申請書は、不均一課税の適用を受けようとする事業税の納期の末日のうち最初に到来する納期の末日（一の納期を定めるものについては、当該納期の末日）までに提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 減価償却資産の償却額の明細書
  - (2) 県内に有する事務所又は事業所に係る役員及び従業者の名簿
  - (3) 各月末の従業者数に関する調べ
  - (4) 所得税の申告書の写し又は住民税の申告書の写し

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

						適用区分	次分			
不動産取得税 課税免除 (不均一課税) 申請書										
										年 月 日
県民センター所長 様  住所又は所在地 氏名又は法人名 (代表者氏名) <span style="float: right;">㊞</span>										
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の課税免除 (不均一課税) を申請します。										
適用地区等			離島振興対策実施地域 特定農山村地域 過疎地域 企業立地促進法の同意集積区域				半島振興対策実施地域 中心市街地 原子力発電施設等立地地域			
建 物	所在地	構造	用途	床面積		取得の方法	着工年月日	取得年月日	取得価額	
				建床面積 m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>		. .	. .	円	
							. .	. .		
							. .	. .		
土 地	所在地	地番	地目	地積	取得の方法	取得年月日	取得価額		建物建設の着手 予定年月日	
						. .	円		. .	
						. .			. .	
						. .			. .	
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備又は事業の用に供するために設置した施設										
区分		所在地			事務所、事業所又は施設の名称			事業又は施設の種類		
新設・増設・設置										
事業の用に供した日						年 月 日				
原子力発電施設等立地地域 (道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業) に関する明細										
設備 (施設) を事業の用に供したことによって増加した雇用者の数				事業の用に供した日以後の雇用者 ( 人)		-	事業の用に供した日以前の雇用者 ( 人)		= 増加した雇用者 ( 人)	

## 備考

- 1 この申請書は、課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする不動産取得税の納期の末日（土地については、当該土地に係る不動産取得税の納期の末日と当該土地を敷地とする工場用等の建物に係る不動産取得税の納期の末日とのいずれか遅い納期の末日）までに提出してください。  
なお、決算が確定しないことにより、付表 1、3 の(4)又は 3 の(5)の書類を添付できない場合は、決算確定後に速やかに提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備（施設）ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 事業所又は施設全体の平面見取図（建物の配置が明確なもの）
  - (2) 建物の平面図
  - (3) 工場用等の建物を建設する予定で土地のみを取得して申請する場合には、付表 2 「工場用等建物の建設予定明細書」
  - (4) 法人の場合  
法人税の申告書に添付した「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表 16）の写し
  - (5) 個人の場合  
ア 減価償却資産の償却額の明細書  
イ 所得税の申告書の写し又は住民税の申告書の写し
  - (6) 土地の取得価額が記載されている台帳（固定資産管理台帳等）の写し（企業立地促進法の同意集積区域の場合に限る。）

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

		適用区分	次分		
固定資産税 課税免除 (不均一課税) 申請書					
年 月 日					
県民センター所長 様					
住所又は所在地 氏名又は法人名 (代表者氏名) ㊞					
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定に基づき、次のとおり固定資産税の課税免除 (不均一課税) を申請します。					
適用地区等		離島振興対策実施地域 特定農山村地域 過疎地域 企業立地促進法の同意集積区域	半島振興対策実施地域 中心市街地 原子力発電施設等立地地域		
年度	年度	課税免除 (不均一課税) 適用年度区分	初年度	第 2 年度	第 3 年度
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備又は事業の用に供するために設置した施設					
区分	所在地	事務所、事業所又は施設の名称		事業又は施設の種類	
新設・増設・設置					
事業の用に供した日			年 月 日		
原子力発電施設等立地地域 (道路貨物運送業、こん包業又は卸売業) に関する明細					
設備 (施設) を事業の用に供したことによって増加した雇用者の数	事業の用に供した日以後の雇用者 ( 人)	－	事業の用に供した日以前の雇用者 ( 人)	=	増加した雇用者 ( 人)

備考

- 1 この申請書は、課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする固定資産税のうち最初に到来する納期の末日 (一の納期を定めるものについては、当該納期の末日) までに提出してください。  
なお、決算が確定しないことにより、附表、3 の(1)又は 3 の(2)の書類を添付できない場合は、決算確定後に速やかに提出してください。
- 2 この申請書は、一の生産設備 (施設) ごとに提出してください。
- 3 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 法人の場合  
法人税の申告書に添付した「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(法人税法施行規則別表16) の写し
  - (2) 個人の場合  
ア 減価償却資産の償却額の明細書  
イ 所得税の申告書の写し又は住民税の申告書の写し
  - (3) 土地の取得価額が記載されている台帳 (固定資産管理台帳等) の写し (企業立地促進法の同意集積区域の場合に限る。)

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第17号**

島根県自然環境保全審議会規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全審議会規則（昭和48年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表自然保護部会の項所掌事務の欄第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 希少野生動植物の保護のための基本方針の作成に関すること。
- (5) 指定希少野生動植物の指定に関すること。
- (6) 指定希少野生動植物の生息地等保護区及び管理地区の指定に関すること。
- (7) 指定希少野生動植物の保護管理計画の作成に関すること。

**附 則**

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。